



ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の 再送信の同意について

平成 23 年 3 月 28 日

情報流通行政局 地域放送推進室



<目次>

- 1 再送信制度関係 2
- 2 再送信の協議における論点 10
- 3 著作権制度関係 15



1 再送信制度関係

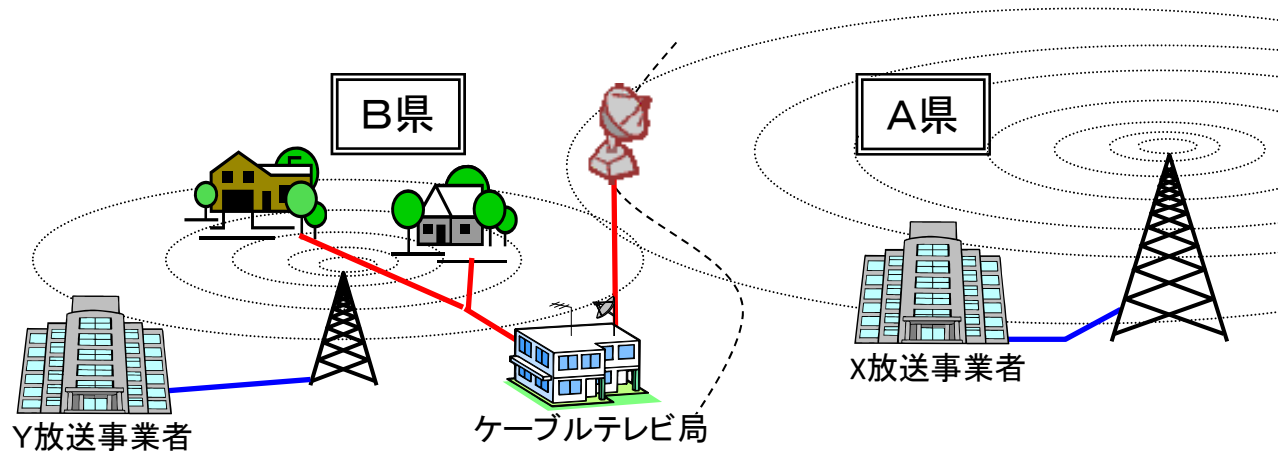
区域外再送信の概要



- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- 放送番組が一部カットして放送される場合など、「放送事業者の放送の意図」がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。
(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

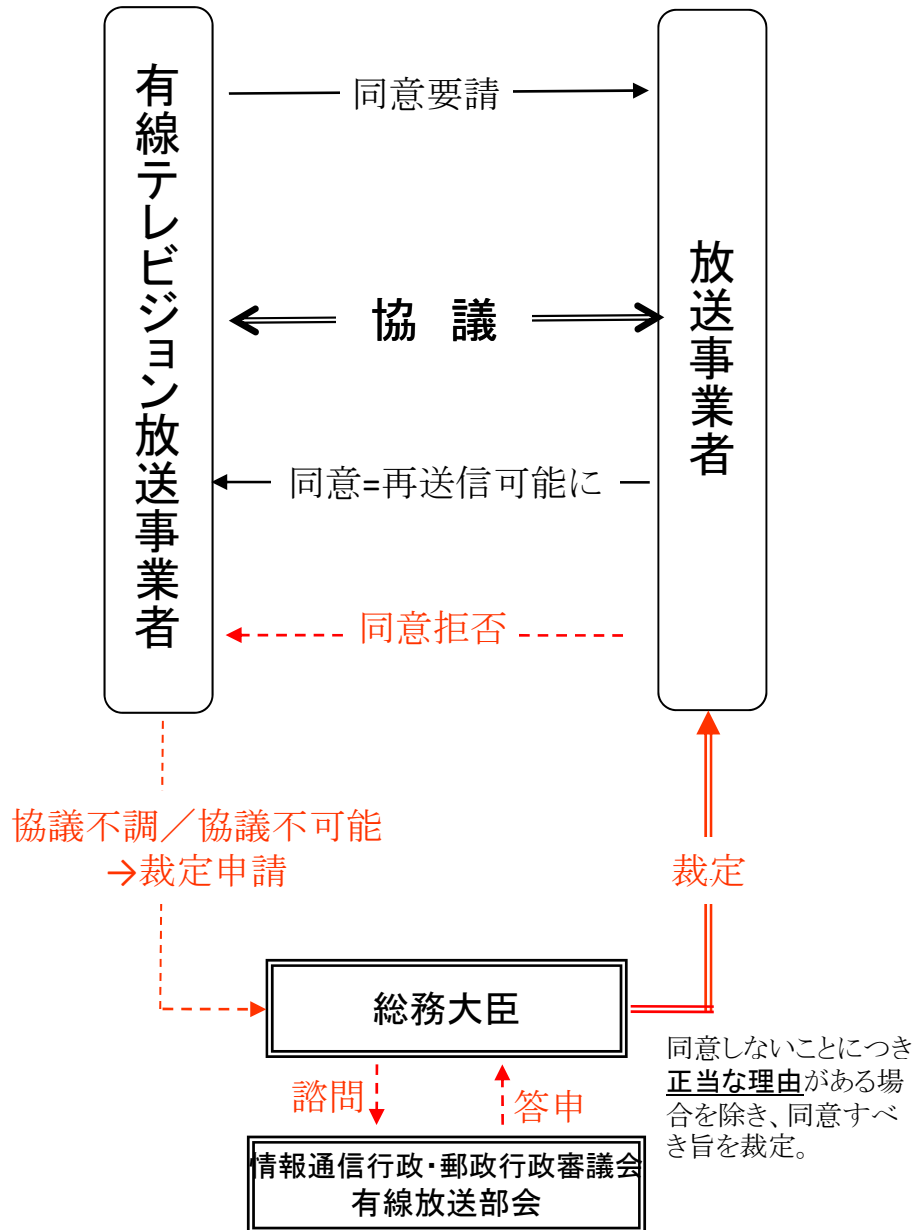
◇区域外再送信のイメージ

: A県を放送対象地域とするX放送事業者の放送を、ケーブルテレビが受信してB県内の世帯に再送信。



※ A県のX放送事業者は、B県でのケーブルテレビの再送信について、B県のY放送事業者が視聴率低下を恐れて反対することを忖度し、同意に難色を示すことが多い。

再送信同意に関する規定



○有線テレビジョン放送法(抄)(昭和47年法律第114号)

第13条 (略)

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。 (以下略)。

3 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があったときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6~8 (略)

第26条の2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一~二 (略)

三 第十三条第三項の裁定をしようとするとき。

四~五 (略)

※括弧書きの定義規定部分は省略。

再送信同意(法第13条第2項)



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条(略)

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3~8(略)

立法趣旨

再送信同意制度の趣旨については、有線テレビジョン放送法案が審議された昭和47年5月18日の衆議院通信委員会において、阿部未喜男委員の質問に対し、当時の藤木電波監理局長から、「この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものがございまして、これをそのまま持ってきたわけではありますが、…」と答え、有線テレビジョン放送法の同意制度が有線放送業務の運用の規正に関する法律の同意制度と同じ趣旨で、設けられたことを明らかにしている。

他方、有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会においては、鈴木恭一参議院議員と提案者である高塩三郎衆議院議員との間で次のような質疑応答があった。

《第10回国会 参議院電気通信委員会(昭和26年3月26日)》

鈴木恭一君「その次は第5条の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第6条と同じ趣旨であると考えます。第6条は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしいでしょうか。」

高塩三郎君「大体その通りでございますが、なお付け加えて御説明申し上げますが、第5条の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」

以上の国会での議論は、有線テレビジョン放送法第13条第2項が、再送信の際に放送元の放送事業者の編集内容が変更されること等を防止すること、すなわち、放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するための制度であることを明らかにしているものと解される。

裁定(法第13条第3項等)



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条(略)

2(略)

3 **有線テレビジョン放送事業者**(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の**同意**(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、**その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。**

4~8(略)

立法趣旨

裁定制度の立法趣旨については、裁定制度を導入した昭和61年の第104回国会で以下のとおり答弁されているとおり、再送信をめぐる問題について、あっせん制度が機能しなかったためと考えられる。

《第104回国会 衆議院通信委員会(昭和61年4月23日) 佐藤郵政大臣答弁》

「CATVが多チャンネルの特性を持って、地域住民、国民のニーズに応じていくという大きな要望を背負っていることは言うまでもございません。ところが、このCATVが放送事業者との関連において、放送事業者の方は必ず同意をしてもらいたいという意見、CATVの事業者は同意なしでやっていきたい、こういう意見の対決が去年、おととしくらいから明確に表に出てまいりました。したがって**各地域においてトラブルが発生して、なかなかあっせんというだけでは解決できないという現実の面が出てまいりましたので、裁定という法的根拠を、公平に行う手段として今度の法改正をしたわけでございまして、その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとって裁定に持っていく、こう基本的に考えた次第でございまして。**」

《第104回国会 衆議院通信委員会(昭和61年4月23日) 森島政府委員答弁》

「裁定は個々の具体的事案につきまして、両当事者の意見を個別に聞きながら行うものでございますけれども、恣意的なことがあってはならないという点で、その点は御指摘のとおりでございます。

いろいろなケースが考えられますが、**共通する一応の判断の目安というようなものを五点申し上げますと、放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合、それから放送事業者の意に反して番組が異時再送信と申しますか、同時でない再送信が行われるような場合、それから再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすことがあるような場合、それからCATVの施設が確実に設置できるというような見通しがないとか、そういうCATV事業者としての適格性に問題があるような場合、あとCATV側の技術レベルに問題があるような場合、こういったことが一応判断の目安になる**というように考えております。」

「再送信同意」に係るガイドライン（協議手続関係）の概要（平成20年4月策定）



- ガイドラインの協議手続は、「裁定申請の要件を満たしているか否かを判断する際の資料」。
- 新たに再送信同意を求める場合の手続は原則以下の通り。（ 更新の場合等は別途規定）
 - 1 協議の時期
ケーブルテレビ事業者は、再送信開始予定日の6ヶ月前までに発局放送事業者に書面で申込
 - 2 説明事項
 - (1) ケーブルテレビ事業者
 - ・ 再送信の同意を求める放送
 - ・ 再送信を行う業務区域、再送信の方式（同時再送信か否か等）、再送信に使用する施設の計画
 - ・ 再送信を求める放送に係る受信点の位置及び再送信の品質の見通し
 - ・ 再送信を行う必要性
 - ・ 再送信を行う業務区域と放送等の放送対象地域との隣接の有無及び放送対象地域から距離等
 - (2) 放送事業者
 - ・ 放送番組の同一性やチャンネルイメージが害されるおそれがあると考えられる場合、その具体的理由及び裏付け資料
 - ・ 放送の地域性に係る意図が害されるおそれがあると考えられる場合には、その具体的理由及び裏付け資料
 - (3) その他
 - ・ 地元放送事業者の同意に関しては説明を要しない。
 - 3 協議の終了
協議は、調ったとき又は調わなかったときに終了する。
「協議が調わなかったとき」とは、上記の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないうときをいう。



○ 協議の手續に関する具体的な留意事項等を明らかにするとともに、有テレ法第13条第5項に関し、放送事業者等が「再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合」について、原則次のとおりとすることとした。

1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合（従来の「5基準」と同じ）

- ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
- ② 意に反して、異時再送信される場合
- ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者等の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ 良質な再送信が期待できない場合

2 区域外再送信の場合には、放送事業者等の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、「受信者の利益」を考慮して、許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合

- 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
- 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再送信は、再送信の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。

（その他）

- 過去適法に同意が得られた再送信については、地域間の関連性が低い場合であっても、「受信者の利益」を適切に保護する観点から、放送のデジタル化等メディア環境の変化を踏まえ、一定期間の経過措置。
- 地元放送事業者等の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

新放送法における紛争処理制度の改正



再送信同意に係る紛争の多様化・複雑化に対応するため、従来の裁定に加え、あっせん・仲裁の制度を整備。
大臣裁定は、申請者の範囲や扱う紛争の種類、諮問先等が変わった他は、旧法をそのまま引き継いでいるもの。
あっせん・仲裁は独立性を持つ紛争処理委員会において行われ、手続きに入るかどうか、判断基準等も含め、基本的に当事者の合意に基づいて行う。

- ▶ 上記②、③により、「再送信ガイドライン」については、大臣裁定の申請要件や、不同意の「正当な理由」（裁定における判断基準）に係る規定に関し、変更や、あっせん・仲裁への言及は行わず、用語等の修正が中心。
- ▶ 紛争処理委員会令、電気通信紛争処理委員会手続規則については、これまでの電気通信事業等分野のあっせん・仲裁に係る手続きを、放送法の再放送同意等にも適用するための改正。

【新放送法における大臣裁定、あっせん、仲裁の比較】

	裁定	あっせん	仲裁
紛争処理を行う主体	総務大臣 (電気通信紛争処理委員会に諮問)	電気通信紛争処理委員会 (指名された1名以上のあっせん委員)	電気通信紛争処理委員会 (指名された3名の仲裁委員)
申請の手続／要件	有テレ事業者(1)が申請できる。 <u>「再送信ガイドライン」に照らし、協議手続等の申請要件を満たすかどうか判断。</u>	紛争の両当事者 (有テレ事業者(1)、地上基幹放送事業者)の 一方 が申請できる。 申請について委員会から通知し、 他方当事者が拒否しなければ手続きを進める。	紛争の両当事者 (有テレ事業者(1)、地上基幹放送事業者)の 双方 が申請できる。 (双方が同時に申請する必要はなく、一方の申請の後、通知を受けて他方当事者が申請することでも可)
判断基準	<u>同意をしない「正当な理由」がある場合を除き同意裁定</u> (新法第144条3項)。 <u>「正当な理由」の解釈は、「再送信ガイドライン」による。</u>	特になし (<u>強行法規・公序良俗に反しない範囲で当事者の合意形成を促す</u>)	判断基準や準拠法令を何にするか、は 当事者の合意 による。 (2)
手続終了・判断の効力	裁定等により終了 <u>電波監理審議会への不服申し立てが可能</u>	両当事者による <u>あっせん案の受諾</u> 、自主的解決、打ち切り等により終了 あっせん中に裁定・仲裁の申請可	仲裁判断 、和解成立による申請取下げ等により終了 ■ 仲裁判断は確定判決と同じ効力。

- 1 指定を受けていない登録一般放送事業者を除く。
- 2 準拠法令をはじめ、仲裁の手続等については仲裁法を準用する。



2 再送信の協議における論点

再送信同意に関する紛争の多様化・複雑化の現状



裁定制度の創設当時(昭和61年)の紛争の概要	
協議の拒絶	具体的な事柄を巡って話し合いがまとまらない・・・ことよりも、むしろ再送信そのものに同意しかねるというように、入り口の段階で手詰まりの状態 (S61.5.13参院通信委政府答弁)
	人物がどうも合わないというんですが、どうも納得できないというような入り口論でその問題が長引いておる (S61.5.13参院通信委政府答弁)
経営への影響を巡る争い	区域外から再送信するから区域内も嫌だよという、半分は嫌らせ (S61.4.23衆院通信委民放連答弁)

紛争が多様化・複雑化

最近の紛争の概要	
協議の拒絶	有線テレビジョン放送事業者からの書面による同意の申込みを、放送事業者が受理しない。
	申込書は受理されたものの、協議の開始時期が定まらない。また、その理由も示されない。
経営への影響を巡る争い	放送事業者からいわゆる「地元同意」の取得が求められ、協議が膠着状態となっている。
	他地域の放送事業者から同意を得て区域外再送信を開始したところ、地元の放送事業者が経営上の不利益（視聴率の低下、他事業者から購入した放送番組の価値の低下）を理由に区域内再送信に関する同意を出さない。
同意条件に関する争い	アナログ時代に再送信が行われてきたため、受信者保護の観点からデジタル放送についても一定期間の同意とすることで合意したが、期間の長さについて折り合いがつかない。
	業務区域の拡張の際、当該拡張区域について、協議が調わない。
技術的事項に関する争い	スピルオーバーの範囲について見解の相違があるため、再送信を行う業務区域の範囲について協議が調わない。
	放送波を良好に受信することのできる受信点の位置を巡って協議が調わない。
	受信点の二重化（混信障害への対応）の必要性について見解が異なるため、協議が調わない。
	送信方式（パススルー方式・トランスモジュレーション方式）を巡って協議が調わない。
地域的関連性を巡る争い	放送対象地域と業務区域の地域的関連性を巡って見解が異なるため、協議が調わない。

大分裁定(平成19年)における主な意見に関する論点①



理由	放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点
<p>正当な理由のいわゆる「5基準」の有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる「5基準」は実態に合っておらず見直しが必要である。 	<p>(裁定申請者の申請書には特段の記述がないが、(社)日本ケーブルテレビ連盟においては、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる「5基準」は現在でも有効であると主張している。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した「正当な理由」のいわゆる「5基準」は現在でも妥当性があるか。 時代環境の変化等も踏まえ、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる「5基準」に新たに付け加えるべき事項があるか。
<p>区域外再送信における放送の意図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放送対象地域を超えるものについては、放送の意図を歪曲する。 地域限定CM等が意図せぬ地域で放送される場合は放送の意図を歪曲する。 ワンセグが視聴できなければ放送の意図を歪曲する。 	<p>(裁定申請者の申請書には特段の記述がないが、(社)日本ケーブルテレビ連盟においては、有線テレビジョン放送法で区域内再送信と区域外再送信を区別しておらず、区域内外で特別に区別するべきではないと主張している。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有線テレビジョン放送法では、区域内再送信と区域外再送信を区別していないが、「放送の意図」を考えるにあたって、区域外であることを考慮すべきか。 放送事業者が再送信される地域をあらかじめ了知している場合、「放送の意図」の歪曲性についてどう考えるか。
<p>経営的・金銭的問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地元放送事業者にとって、視聴率や営業収入など経営的な影響を受ける。 系列ネットワークの維持が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「経営に影響を与えるから」という理由は、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる5基準に合致しておらず、自社都合的な理由により区域外再送信の同意を出さないというのは権利の濫用ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元放送事業者の経営状況について勘案する必要があるか。 「系列ネットワーク」というビジネスモデルについて、勘案する必要があるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ケーブル事業者の著作権処理が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 再送信の同意と著作権法上の許諾については別個の制度である。 	<ul style="list-style-type: none"> 再送信に当たっては、有線テレビジョン放送法の同意と著作権法上の許諾の2つを得る必要があり、著作権処理については著作権法の許諾で対応すべきではないか。

大分裁定(平成19年)における主な意見に関する論点②



理由	放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点
アナログ視聴者の利益の保護	<ul style="list-style-type: none"> アナログとデジタルは別であり、アナログで同意していたからといって、デジタルで同意する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送のデジタル化は、アナログ放送からデジタル放送へと技術が変化するものであって、同意が頂けなくなるような事情変更ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> アナログ放送とデジタル放送は別の放送であるが、有線テレビジョン放送法の裁定の判断に当たって、アナログ放送の再送信の事実を勘案する必要があるか。有線テレビジョン放送法の目的である「受信者の利益の保護」について勘案する必要があるか。
地元経済・視聴者に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の不利益や経済の停滞につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 再送信は視聴者の要望に応えるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 再送信同意制度は「放送の意図」を担保する趣旨であるとこれまで解されてきたところ、地元経済や視聴者への影響について勘案する必要があるか。
違法再送信	<ul style="list-style-type: none"> 同意が得られずに再送信されていた事実も勘案すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 有線テレビジョン放送法に基づいて再送信同意を得ており、適法に処置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該放送事業者のアナログ放送とデジタル放送は別の放送であるが、有線テレビジョン放送法の裁定の判断に当たって、アナログ放送の再送信の事実を勘案する必要があるか。 (仮にアナログ放送の再送信の事実を勘案する必要がある場合、) 過去において同意期限切れの状態で行ったことがあるという事実を勘案すべきか。
裁定制度等	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビの発展にかんがみ、廃止又は大幅な見直しが必要である。 	<p>(裁定申請者の申請書には特段の記述はないが、(社)日本ケーブルテレビ連盟においては、裁定制度の維持・存続を希望している。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 裁定制度の見直しについては、行政への要望事項であり、同意を与えない正当な理由にはあたらないのではないか。

過去の裁定



裁定日	申請者 (有線テレビジョン放送事業者)	対象者 (放送事業者)
S61.7.21	山陰ケーブルビジョン株式会社(島根県)	株式会社サンテレビジョン(兵庫県) 【アナログ】
H5.6.10	高知ケーブルテレビ株式会社(高知県)	テレビせとうち株式会社(岡山県・香川県) 【アナログ】
H19.8.17	大分ケーブルテレコム株式会社 シーティービーメディア株式会社 株式会社ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク株式会社 } (大分県)	アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 九州朝日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 株式会社福岡放送 } (福岡県) 【デジタル】
H20.2.8	日本海ケーブルネットワーク株式会社 株式会社鳥取テレピア 株式会社中海テレビ放送 鳥取中央有線放送株式会社 山陰ケーブルビジョン株式会社 出雲ケーブルビジョン株式会社 三原テレビ放送株式会社 株式会社東広島ケーブルメディア 尾道ケーブルテレビ株式会社 } (鳥取県) } (島根県) } (広島県)	テレビせとうち株式会社(岡山県・香川県) 【アナログ】
	Kビジョン株式会社 株式会社アイ・キャン } (山口県)	株式会社広島ホームテレビ 株式会社テレビ新広島 広島テレビ放送株式会社 株式会社中国放送 } (広島県) 【アナログ】
H20.4.8 (裁定申請 取下日)	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン エルシーブイ株式会社 } (長野県)	株式会社東京放送 日本テレビ放送網株式会社 株式会社テレビ朝日 株式会社フジテレビジョン 株式会社テレビ東京 } (関東広域) 【デジタル】



3 著作権制度関係



著作権法上の権利との関係

再送信にあたっては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から、有線テレビジョン放送法の同意とは別に、著作権法上の著作権・著作隣接権の許諾を得る必要がある。

また、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者は、番組に含まれる著作物（音楽、脚本等）について、著作権に関する権利処理を行う必要がある。

過去の国会審議においては、有線テレビジョン放送法の同意制度と著作権法の著作隣接権制度は、別個の制度であると答弁されている。

過去の国会答弁

《第104回国会参議院逓信委員会（昭和61年5月13日）文化庁岡村政府委員答弁》

「有線テレビジョン放送で認められております同意の制度と、それから著作権法で規定しております著作隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます。したがって、理論上は著作隣接権は著作隣接権として許諾権でございますからノーと言うことは可能でございますけれども、ご承知のとおり著作権あるいは著作隣接権というのは、権利者の権利を保護すると同時に、これは文化的所産でございますので国民の多くの方々に利用していただくということによって初めて重要な意味をもつ。したがって、公正な利用ということについてもその法律の趣旨の中にはあるわけでございます。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）郵政省濱田政府委員答弁》

「この再送信同意制度というものの目的でございますが、これは放送事業者の放送の意図を保護することによりまして放送秩序の維持を図るというところにポイントがあるわけでございます。したがって、著作権制度とはその制度の趣旨を異にしておるというふうに私ども考えております。この再送信制度の関係での裁定が、著作権法上の著作権とか著作隣接権に影響を与えるものではないというふうに私ども考えております。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）文化庁加戸政府委員答弁》

「これは、今郵政省から御議論ありましたように、実態的なトラブルもないし、また、そういうケースも考えられないということですが、理論的可能性として、放送事業者の同意が拒まれたために、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございます。みずからの首を絞めるわけでございまして、その事態になれば文化庁としては、裁定ではなくて、放送事業者の隣接権を廃止するというような決意でも持たなきゃならぬ事柄ではないかというふうに考えております。もちろんこういうことは理論上の可能性だと思います。」